

(様式1-2)

利府町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成24年11月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、特定市町 村又は特定都 道県以外の者 が負担する額を 減じた額	各年度の交付対象事業費 (注4)					全体事業費 (注5)	全体事業 期間 (注6)	備 考(注7)
									平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
1	D - 1 - 1	(仮称)須賀線整備事業	須賀地区	町	町	直接	(70,000) 624,000 <694,000>	(70,000) 624,000 <694,000>		(70,000) 0 <70,000>	(0) 220,000 <220,000>	(0) 404,000 <404,000>		1,100,000	24 ~ 27	
2	D - 12 - 1	神谷沢避難所整備事業	神谷沢地区	町	町 (神谷沢町内会)	直接	(11,068) 0 <11,068>	(7,378) 0 <7,378>		(11,068) 0 <11,068>				11,068	24 ~ 24	事業実施主体負担割合1/3
3	D - 14 - 1	神谷沢宅地滑動崩落対策事業	神谷沢地区	町	町	直接	(52,000) 5,700 <57,700>	(52,000) 5,700 <57,700>		(52,000) 5,700 <57,700>				57,700	24 ~ 24	
4	D - 20 - 1	浜田・須賀地区津波シミュレーション作成事業	浜田、須賀地区	町	町	直接	(10,000) 0 <10,000>	(10,000) 0 <10,000>		(7,000) 0 <7,000>	(3,000) 0 <3,000>			10,000	23 ~ 24	
5	D - 20 - 2	浜田・須賀地区等復興まちづくり推進事業	浜田、須賀地区 及びその他被災 地域	町	町	直接	(65,000) 27,500 <92,500>	(65,000) 27,500 <92,500>		(65,000) 0 <65,000>	(0) 27,500 <27,500>			132,500	23 ~ 27	
6	C - 5 - 1	浜田地区漁業集落防災機能強化事業	浜田地区	県	町	間接	(31,000) 0 <31,000>	(31,000) 0 <31,000>		(31,000) 0 <31,000>				31,000	24 ~ 24	避難場所、避難路整備
7	C - 5 - 2	須賀地区漁業集落防災機能強化事業	須賀地区	県	町	間接	(75,000) 0 <75,000>	(75,000) 0 <75,000>		(75,000) 0 <75,000>				75,000	24 ~ 24	避難場所、排水機能強化、集落道路
8	C - 6 - 1	浜田漁港施設用地嵩上げ事業	浜田地区	県	町	間接	(1,000) 0 <1,000>	(1,000) 0 <1,000>		(1,000) 0 <1,000>				78,000	24 ~ 26	
9	C - 6 - 2	須賀漁港施設用地嵩上げ事業	須賀地区	県	町	間接	(1,000) 0 <1,000>	(1,000) 0 <1,000>		(1,000) 0 <1,000>				38,500	24 ~ 27	
10	C - 6 - 3	須賀漁港護岸等機能強化事業	須賀地区	県	町	間接	(50,000) 0 <50,000>	(50,000) 0 <50,000>		(50,000) 0 <50,000>				50,000	24 ~ 24	
11	A - 4 - 1	震災復興に係る埋蔵文化財発掘調査事業	町内、埋蔵文化 財包蔵地	町	町	直接	(4,400) 1,800 <6,200>	(4,400) 1,800 <6,200>		(4,400) 0 <4,400>	(0) 1,800 <1,800>			9,800	24 ~ 27	
12	D - 20 - 3	浜田・須賀地区等防災行政無線整備事業	浜田・須賀地区 及びその他被災 地域	町	町	直接	(10,000) 390,000 <400,000>	(10,000) 390,000 <400,000>		(10,000) 0 <10,000>	(0) 390,000 <390,000>			400,000	24 ~ 25	
13	◆ D - 20 - 3 - 1	防災情報発信事業	浜田・須賀地区 及びその他被災 地域	町	町	直接	(1,050) 0 <1,050>	(1,050) 0 <1,050>		(1,050) 0 <1,050>				1,050	24 ~ 24	
14	D - 20 - 4	防災拠点整備事業	浜田・須賀地区 及びその他被災 地域	町	町	直接	(46,000) 0 <46,000>	(46,000) 0 <46,000>		(46,000) 0 <46,000>				61,000	24 ~ 26	
15	D - 21 - 1	浜田地区下水道事業	浜田地区	町	町	直接	(133,000) 576,800 <709,800>	(133,000) 576,800 <709,800>		(133,000) 0 <133,000>	(0) 576,800 <576,800>			1,280,000	24 ~ 27	

(様式1-2)

利府町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成24年11月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、特定市町 村又は特定都 道県以外の者 が負担する額を 減じた額	各年度の交付対象事業費 (注4)					全体事業費 (注5)	全体事業 期間 (注6)	備 考(注7)		
									平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度					
16	◆ D - 20 - 3 - 2	浜田・須賀地区移動系防災行政無線中継機 器整備事業	浜田・須賀地区	町	町	直接	(3,000) 0	(3,000) 0	<3,000>	<3,000>	<0>	<0>	<0>	<0>	3,000	24 ~ 24		
17	C - 6 - 4	浜田漁港臨港道路整備事業	浜田地区	県	町	間接	(4,000) 0	(4,000) 0	<4,000>	<4,000>	<0>	<0>	<0>	<0>	40,000	24 ~ 27		
18	◆ C - 5 - 1 - 1	浜田地区漁業集落防災機能強化促進事業	浜田地区	町	町	直接	(149,000) 0	(149,000) 0	<149,000>	<149,000>	<0>	<0>	<0>	<0>	149,000	24 ~ 24	農山漁村地域整備交付金(復興枠)で工事対応 事業費1,351百万円	
19	◆ C - 5 - 2 - 1	須賀地区漁業集落防災機能強化促進事業	須賀地区	町	町	直接	(60,000) 0	(60,000) 0	<60,000>	<60,000>	<0>	<0>	<0>	<0>	60,000	24 ~ 24	農山漁村地域整備交付金(復興枠)で工事対応 事業費400百万円	
20	C - 6 - 5	須賀漁港臨港道路整備事業	須賀地区	県	町	間接	(4,000) 0	(4,000) 0	<4,000>	<4,000>	<0>	<0>	<0>	<0>	32,000	24 ~ 27		
21	☆ F - 1 - 1 - 1	漁業集落復興効果促進事業	利府町	町	町	直接	(21,200) 131,700	(21,200) 131,700	<152,900>	<152,900>	<0>	<0>	<0>	<0>	152,900	24 ~ 27		
22	C - 5 - 3	浜田地区漁業集落防災機能強化事業(直接 交付分)	浜田地区	町	町	直接	(0) 182,600	(0) 182,600	<182,600>	<182,600>	<0>	<0>	<0>	<0>	254,800	25 ~ 26	避難場所、避難路整備	
23	C - 5 - 4	須賀地区漁業集落防災機能強化事業(直接 交付分)	須賀地区	町	町	直接	(0) 475,900	(0) 475,900	<475,900>	<475,900>	<0>	<13,000>	<462,900>	<0>	<0>	1,026,500	24 ~ 26	避難場所、排水機能強化、集落道路、須賀西側 排水機能強化
24	C - 6 - 6	須賀漁港護岸等機能強化事業(直接交付 分)	須賀地区	町	町	直接	(0) 81,000	(0) 81,000	<81,000>	<81,000>	<0>	<0>	<42,000>	<39,000>	<0>	120,000	25 ~ 26	
25	◆ C - 5 - 1 - 2	浜田地区避難施設整備事業	浜田地区	町	町	直接	(0) 4,000	(0) 4,000	<4,000>	<4,000>	<0>	<0>	<4,000>	<0>	<0>	31,000	25 ~ 26	
26	◆ C - 5 - 2 - 2	須賀地区避難施設整備事業	須賀地区	町	町	直接	(0) 4,000	(0) 4,000	<4,000>	<4,000>	<0>	<0>	<4,000>	<0>	<0>	31,000	25 ~ 26	
27	D - 4 - 1	災害公営住宅整備事業	加瀬地区	町	町	直接	(0) 679,000	(0) 679,000	<679,000>	<679,000>	<0>	<307,000>	<372,000>	<0>	<0>	679,000	24 ~ 25	
28	◆ D - 4 - 1 - 1	災害公営住宅駐車場整備事業	加瀬地区	町	町	直接	(0) 7,000	(0) 7,000	<7,000>	<7,000>	<0>	<0>	<7,000>	<0>	<0>	7,000	25 ~ 25	
合 計							(801,718) 3,191,000	(798,028) 3,191,000	<3,992,718>	<3,989,028>	(72,000) 0	(729,718) 457,400	(0) 2,290,600	(0) 443,000	(0) 0			
(うち市町村交付分)							(635,718) 3,191,000	(632,028) 3,191,000	<3,826,718>	<3,823,028>	(72,000) 0	(563,718) 457,400	(0) 2,290,600	(0) 443,000	(0) 0			

(様式1-2)

利府町 復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成24年11月時点

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)		各年度の交付対象事業費 (注4)					全体事業費 (注5)	全体事業 期間 (注6)	備 考(注7)
							うち、特定市町 村又は特定都 道県以外の者 が負担する額を 減じた額		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
							(166,000)	(166,000)	(0)	(166,000)	(0)	(0)	(0)	(0)		
(うち県交付分)							0	0	0	0	0	0	0	0		
							<166,000>	<166,000>	<0>	<166,000>	<0>	<0>	<0>	<0>		
(うち基幹事業)							(567,468)	(563,778)	(72,000)	(495,468)	(0)	(0)	(0)	(0)		
							3,044,300	3,044,300	0	325,700	2,275,600	443,000	0			
							<3,611,768>	<3,608,078>	<72,000>	<821,168>	<2,275,600>	<443,000>	<0>			
(うち効果促進事業等)							(213,050)	(213,050)	(0)	(213,050)	(0)	(0)	(0)	(0)		
							15,000	15,000	0	0	15,000	0	0			
							<228,050>	<228,050>	<0>	<213,050>	<15,000>	<0>	<0>			

都道県名	宮城県	担当部局名	震災復興推進室	担当者氏名	千葉友弥
市町村名	利府町	電話番号	022-767-2169	メールアドレス	kizuna@rifu-cho.com

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注5)「全体事業期間」は、平成28年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成28年度以降も含めて記載をする。

(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注7)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注8)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注9)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	(仮称) 須賀線整備事業	事業番号	D-1-1
交付団体		利府町	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (直接)	
総交付対象事業費		694,000 (千円)	全体事業費	1,100,000 (千円)	
事業概要					
<p>1. 事業概要</p> <p>東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区において、集落内の道路の冠水により孤立した指定避難場所 (中倉 54 北側高台) と既設町道を接続し、防災拠点 (赤沼集会所 (指定避難所) 及び役場) 等との連絡が可能となる道路の整備等を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業箇所: 須賀地区・事業内容: L=約 690m、幅員 9.5m <p>2. 利府町震災復興計画での位置づけ</p> <p>当該道路は、市街地相互 (津波被害を受けた須賀地区と防災拠点 (赤沼集会所 (指定避難所) 及び役場) を接続する道路として整備するものである。当該道路の整備は、津波被害区域の住民の生命を守るため、リダンダンシーを確保する施設として、また、災害に強い道路交通基盤の確保に向けた避難路や緊急時の輸送路としての役割を果たす道路として、利府町震災復興計画 (P. 20、26、56、58、60) に位置づけられている。</p> <p>3. 地域等との合意形成</p> <p>平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、今後の浜田・須賀地区のまちづくりを進めるに当たって重要なこととして「防災施設・避難路・避難場所の整備」が最も多い回答となっている。また、平成 23 年度に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における避難路等須賀地区の復興整備構想について説明し了解を得た。</p> <p>引き続き、平成 24 年 5 月 31 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業の着手を強く求められた。</p> <p>平成 24 年 8 月 9 日に地元住民に対して (仮称) 須賀線の整備内容 (法線、縦断及び横断計画) を説明し概ね了承を得た。また、「地元としても協力するので早期完成を強く求める。」といった意見が出された。</p> <p>当該路線に係る埋蔵文化財発掘調査等について、平成 24 年 10 月中旬に地元住民及び地権者説明会を開催し、調査実施に向けた同意を得ることとしている。</p> <p>今後、平成 25 年 1 月より用地買収交渉を行い、平成 25 年度早期に用地買収を完了させる予定である。</p> <p>4. 関係機関との調整状況</p> <p>関係機関である宮城県道路課と平成 23 年度に協議を行い、事業要件、内容等について説明し概ね了解を得ている。</p> <p>また、調査設計を推進し、以下の通り関係機関との協議を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・H24. 7. 4、7. 11 宮城県まちづくり推進室、道路課と幅員構成等について協議し了解を得た。・H24. 7. 17 宮城県文化財保護課と当該事業に関する特別名勝松島現状変更について説明し基本的な計画方針について了解を得た。また、当該事業に関する埋蔵文化財発掘調査について今後の進め方などを協議した。・H24. 9. 3 塩釜警察署と交差点形状等の協議を行い、了解を得た。・H24. 9. 26 宮城県文化財保護課と埋蔵文化財調査 (確認調査) 区域の現地立ち会いを実施した。					

今後は、現在発注済の調査設計等を推進し、詳細な内容について平成24年度末までに関係機関協議を完了させるとともに必要な諸申請（特別名勝松島：現状変更等）等を行う予定である。

当面の事業概要

<平成24年度>

- ・測量（地形測量、路線測量、用地測量）
- ・予備設計・実施設計（延長約690m）
- ・補償調査（墓地・山林等）
- ・土地評価（不動産鑑定評価）、
- ・地質調査
- ・埋蔵文化財発掘調査

<平成25年度>

- ・建物事前調査
- ・用地買収：面積約21,000㎡
- ・補償：山林・墓地等
- ・工事：土工・法面工等 延長約120m
- ・積算・施工監理等

<平成26年度>

- ・工事：道路築造・排水工等 延長約285m
- ・積算・施工監理等

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、須賀地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：63,281㎡
- ・建物等被害状況：大規模半壊（6棟）、半壊（1棟）、一部損壊（19棟）
床上浸水（7棟）、床下浸水（5棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（7件）
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大63cmの沈下
（満潮時には広範囲で護岸の越水及び排水路の逆流、地盤からの湧水が発生）

東日本大震災において指定避難場所である中倉54北側高台には地区住民が避難したが、津波により集落内の道路が冠水し、孤立状態となった。また、支援者・救援者がアクセスすることができない状況であったことから、急病人が出た際などの緊急時に備えるとともに、食糧等の物資の支給を行うため、指定避難場所と既設町道等を接続し、防災拠点（赤沼集会所（指定避難所）及び役場）との連絡が可能となる道路の整備が必要である。

さらに、集落内には狭隘な道路が多く、迅速な避難が困難な状況となっていることから、住民の生命を守るため、リダンダンシーを確保する道路の整備が必要である。

また、現在の須賀地区における唯一のアクセス道路である町道大日向須賀線は、震災による地盤沈下により大潮時には冠水して通行に支障が生じている。町道大日向須賀線の嵩上げを実施した場合でもL2津波（最大クラスの津波）においては浸水してしまうことから、安全な代替道路となる本路線を早急に整備することが必要である。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大63cm沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、町道大日向須賀線の仮嵩上げや漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等の災害復旧事業。新設道路整備のため災害復旧事業には該当しないもの。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	神谷沢宅地滑動崩落対策事業		事業番号	D - 14 - 1												
交付団体		利府町	事業実施主体 (直接/間接)		利府町 (直接)													
総交付対象事業費		57,700 (千円)	全体事業費		57,700 (千円)													
事業概要																		
1. 事業概要																		
<p>東日本大震災により地盤の滑動被害を受けた神谷沢地区の盛土造成宅地において、再度発生することが懸念される災害を防止する擁壁や補強土等による対策を行う。今回、調査設計等を実施した結果、事業内容を以下の通り変更するとともに整備内容に合わせて事業費を見直すものとした。また、事業区域 (造成宅地防災区域) 面積が確定したことを踏まえ、補助限度額を基に総交付対象事業費を見直すこととした。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業箇所：神谷沢地区・事業内容：																		
<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>被害戸数</th><th>事業区域面積</th><th>整備内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 回申請</td><td>6 戸</td><td>約 3,300 m²</td><td>逆 T 式擁壁、L 型擁壁、緑化補強土、雑工</td></tr><tr><td>今回</td><td>7 戸</td><td>3,612 m²</td><td>グラントアンカー、吹付法枠及びロックボルト、排水工、雑工</td></tr></tbody></table>							項目	被害戸数	事業区域面積	整備内容	第 1 回申請	6 戸	約 3,300 m ²	逆 T 式擁壁、L 型擁壁、緑化補強土、雑工	今回	7 戸	3,612 m ²	グラントアンカー、吹付法枠及びロックボルト、排水工、雑工
項目	被害戸数	事業区域面積	整備内容															
第 1 回申請	6 戸	約 3,300 m ²	逆 T 式擁壁、L 型擁壁、緑化補強土、雑工															
今回	7 戸	3,612 m ²	グラントアンカー、吹付法枠及びロックボルト、排水工、雑工															
2. 利府町震災復興計画での位置づけ																		
<p>当該整備は、町民が安心して日常生活を送ることができる住環境づくりを図るものとして、利府町震災復興計画 (P.22) に位置づけられている。</p>																		
3. 地域等との合意形成																		
<p>東日本大震災により造成宅地が滑動したことで被害を受けた神谷沢地区の地権者に、今後の方針を説明 (平成 23 年度に各地権者と 5 回程度実施) した。</p> <p>平成 24 年 7 月 31 日に対象地権者に調査設計の結果及び当該事業に伴う造成宅地防災区域の指定等の説明会を開催し、事業実施に関する協力と同意を得た。また、当該説明会では、1 日も早い事業完了により安全で安心して暮らせる生活を取り戻せるよう強く求める意見が出された。</p>																		
4. 関係機関との調整状況																		
<p>関係機関 (宮城県建築宅地課) とは、平成 23 年度に協議を行い、事業要件、内容について了解を得ている。また、造成宅地防災区域の指定については、事務処理を終え、平成 24 年 10 月中旬指定予定で進めている。</p>																		
当面の事業概要																		
<平成 24 年度>																		
<ul style="list-style-type: none">・測量 (地形測量)・地質調査・詳細設計及び安定計算・対策工事 (グラントアンカー工、集排水ボリング工、吹付法枠及びロックボルト工、土留工、排水工、雑工)																		

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、神谷沢地区では以下のとおり建物等の被害を受けた。

- ・建物等被害状況：全壊（31棟）、大規模半壊（20）、半壊（194棟）、一部損壊（353棟）

神谷沢地区では、東日本大震災により、宅地の盛土部分が崩落し、敷地の沈下や亀裂、家屋傾斜等が発生している。今後起こりうる地震により、滑動崩落が発生し、町道の寸断や上下水道等ライフラインの破損の被害を及ぼすことが懸念されている。

以上より、住民の安全・安心な住環境を確保し、町道等の公共施設を守る観点からも緊急的に対策工事を行う必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

- ・当該宅地の所有者は民間であり、土地の原形復旧に対する災害復旧事業対象外となっている。

(参考 神谷沢地区の被害状況)

- ・公共施設等の災害復旧関係

水道3件

道路12件（沈下、亀裂、段差）

下水道11件（管路のたるみ、マンホール隆起等）

- ・家屋等の被害

全壊31棟、半壊214棟

- ・その他、神谷沢地区に位置する利府第二小学校、おおぞら幼稚園や近隣のグランディ・21、県民の森などでも大きな被害を受けた。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	浜田・須賀地区等復興まちづくり推進事業	事業番号	D-20-2
交付団体		利府町	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (直接)	
総交付対象事業費		92,500 (千円)	全体事業費		132,500 (千円)
事業概要					
1. 事業概要					
<p>東日本大震災により津波被害を受けた浜田・須賀地区において、新たに国や宮城県から提示された「津波避難のための施設整備指針」に基づく避難計画の策定及び復興まちづくり防災検討のほか、利府町震災復興計画の具現化に向けた各復興事業の調整検討や計画の修正等復興まちづくり計画の策定を行う。また、産業振興、福祉、教育施設整備等、市街地復興に関する諸施策との連携、調整のほか、地元住民への啓発活動支援や復興事業全体のコーディネートを行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業箇所：浜田、須賀地区及びその他被災地域・事業内容：復興まちづくりコーディネート、復興まちづくり計画作成、津波避難計画策定、復興まちづくり防災検討 等					
2. 利府町震災復興計画での位置づけ					
<p>津波避難計画の策定については、国や宮城県が示す避難に関する新たな考え方に基づく津波避難を検討するものとして利府町震災復興計画 (P. 20、55) に位置づけられている。また、今般の震災における課題の整理・検証を踏まえ地域防災計画を見直すものとして利府町震災復興計画 (P. 40) に位置づけられている。さらに、津波による甚大な被害を受けた沿岸部の浜田・須賀地区での復興事業は、利府町震災復興計画 (P. 20、56～60) に位置づけられており、事業推進に必要な復興まちづくり計画及び復興まちづくりのコーディネートを本事業で行っていくものである。</p>					
3. 地域等との合意形成					
<p>平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、今後の浜田・須賀地区のまちづくりを進めるに当たって重要なこととして「防災施設・避難路・避難場所の整備」や「防潮機能の強化 (防潮堤、堤防道路など)」が多い回答となっている。また、平成 23 年 10 月 31 日及び 11 月 2 日、12 月 1 日、3 日に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における防災施設等復興整備構想について説明し了解を得た。その他、浜田地区、須賀地区ともに防潮堤などの防潮施設の整備だけでなく、排水施設や道路、産業振興など総合的にまちづくりを進めるよう要望があった。</p> <p>平成 24 年 5 月 30 日及び 31 日に浜田地区と須賀地区の住民を対象に説明会を開催し、復興事業の概要と進め方などの説明を行った。当該説明会では、安全・安心な暮らしを確保するための復興事業の早期実現だけでなく、地区の将来ビジョンを示すよう意見が出された。</p>					
4. 関係機関との調整状況					
<p>東北地方整備局建政部都市・住宅整備課や宮城県都市計画課と平成 23 年度に事業内容や都市防災事業計画書、地震に強い都市づくり推進五カ年計画書に関する全体計画の協議を行い、事業採択要件、内容について説明し了解を得ている。</p>					

当面の事業概要	
<p><平成24年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難計画策定、復興まちづくり計画策定、復興まちづくりコーディネート <p><平成25年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりコーディネート、復興まちづくり防災検討業務等 	
東日本大震災の被害との関係	
<p>東日本大震災により、沿岸部の2地区では以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水区域面積：154,452㎡ ・建物等被害状況：全壊（4棟）、大規模半壊（40棟）、半壊（1棟）、一部損壊（38棟） 床上浸水（45棟）、床下浸水（14棟） ・水産施設被害状況：養殖施設（11件）、カキ処理場（1件） ・地盤沈下量：漁港護岸部で（最大：浜田漁港76cm、須賀漁港63cm）の沈下 <p>東日本大震災において、津波被害を受けた沿岸部の浜田地区・須賀地区では、平成23年8月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、住宅の再建については「現在地での再建」、今後の居住意向については「震災前と同じ場所で、同じように住みたい」意向が多く、今後、現在地での再建に向けて様々な復興・復興関連の事業が進められることとなる。復興まちづくりの推進にあたっては、宮城県から新たに提示される指針に基づく避難計画を策定する必要があるほか、地域住民の意向を把握し、合意形成を図り、住民と一体となって復興を推進する必要がある。</p> <p>以上のことから、浜田地区、須賀地区及びその他被災地域を対象に、避難計画を含む復興まちづくりへの住民の機運を継続して醸成していくことが重要であり、本事業により津波避難計画や復興まちづくり計画を策定するとともに、まちづくりコーディネート業務を実施する。</p>	
関連する災害復旧事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、町道大日向須賀線の仮嵩上げや漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。 ・漁港区域内の防波堤、護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等の災害復旧事業。 	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	浜田地区漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-1
交付団体	宮城県	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (間接)		
総交付対象事業費	31,000 (千円)	全体事業費	31,000 (千円)		
事業概要					
1. 事業概要					
・事業箇所：浜田地区					
①避難場所					
東日本大震災により津波被害を受けた浜田地区において、L2 津波 (最大クラスの津波) に対しても生命を守ることができ、内陸部からの救援・支援が可能な位置に地区の防災拠点となる新たな避難場所を整備する。なお、周辺の避難場所とあわせて地区に必要な避難場所の面積を確保する。					
・事業内容：避難場所 1 箇所 (約 1,500 m ²)					
②避難路					
東日本大震災により津波被害を受けた浜田地区において、新たに指定する避難場所が孤立することが無いよう、今次津波浸水区域から速やかに内陸に避難するための避難路を整備する。当初、計画では歩行者避難路としていたが、津波避難計画の策定において、浜田地区の高齢化率の高さ (H23. 3. 31 時点で約 42%) と海に向かって逃げないとする方針から、ルートと構造 (自動車通行を可能とする幅員構成) を変更し歩行者避難路から避難路とするものとした。					
・事業内容：幅員 6.5m、延長約 1,030m					
2. 利府町震災復興計画での位置づけ					
①避難場所、②避難路の整備は、住民の生命を守るための避難に資する施設として利府町震災復興計画 (P. 20、56、58、59) に位置づけられている。					
3. 地域等との合意形成					
平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、今後の浜田・須賀地区のまちづくりを進めるに当たって重要なこととして「防災施設・避難路・避難場所の整備」が最も多い回答となっているほか「防潮機能の強化」を求める意向が多く示された。また、平成 23 年度に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における避難場所や避難路等の浜田地区の復興整備構想について説明し了解を得た。					
引き続き、平成 24 年 5 月 30 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業の着手を強く求められた。ただし、歩行者避難路は、浜田地区の高齢化率の高さ (H23. 3. 31 時点で約 42%) や「海に向かって避難するのではなく、基本的に内陸に向かって避難する計画に変更していただきたい。」といった意見などを踏まえ、本年度策定する津波避難計画と整合が取れるよう歩行者避難路を通常の車道での避難路整備とする方針とした。					
また、平成 25 年 1 月より用地買収交渉を行い、平成 24 年度末には用地買収を完了させる予定である。					
4. 関係機関との調整状況					
浜田地区は文化財保護法の特別名勝松島に指定されており、関係機関である文化庁、宮城県文化財保護課と数度にわたり協議を行っている。また文化庁の協力のもと特別名勝松島の保存の在り方に関する検討会を設置し検討を重ね、現時点で想定している事業について概ね了解を得ている。					
水産庁及び宮城県水産業基盤整備課と平成 23 年度に協議を行い、事業要件、事業内容など漁業集落防災機能強化事業に関する基本計画書について説明し了解を得ている。					

また、現在調査設計を推進し、以下の通り関係機関との協議を図った。

- ・H24. 7. 17 宮城県文化財保護課と特別名勝松島に関する協議を行い、整備条件等の確認を行った。
- ・H24. 10. 19 JR 東日本協議（近接施工等に関する条件確認等）（予定）

今後は、現在発注済の調査設計等を推進し、詳細な内容について平成 24 年度末までに関係機関協議を完了させるとともに必要な諸申請（特別名勝松島：現状変更等）等を行う予定である。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

当該施設を整備するための測量及び調査設計等

①避難場所

- ・測量（地形測量、用地測量）
- ・補償調査（工作物等）
- ・詳細設計（約 1, 500 m²）
- ・土地評価（不動産鑑定評価 1 筆）

②避難路

- ・測量（地形測量、路線測量、用地測量）
- ・補償調査（立木等）
- ・概略・詳細設計（延長約 1, 030m）
- ・土地評価（不動産鑑定評価 2 筆）

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、浜田地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：91, 171 m²
- ・建物等被害状況：全壊（4 棟）、大規模半壊（3 4 棟）、一部損壊（1 9 棟）
床上浸水（3 8 棟）、床下浸水（9 棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（4 件）、カキ処理場（1 件）
- ・漁船の被害：4 隻
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大 76cm の沈下（満潮時には広範囲で護岸を越水）

各施設と東日本大震災の被害との関係は以下の通りである。

①避難場所

東日本大震災において、津波により指定避難場所である浜田生活センターが床上浸水したため、住民は避難することができなかった。また、指定避難場所であり、住民が避難した浜田漁港東側高台は浸水しなかったものの、間近に迫る津波に危険を感じた避難者はさらに高台へ避難することとなった。その他、国道 45 号が冠水したことから、食糧等の物資の配布にも苦慮した。以上を踏まえ、今次震災で浸水被害を受けた指定避難場所より高台で、津波襲来時においても内陸部からのアクセスが可能な位置に、住民の安全・安心を確保することのできる新たな避難場所を整備する必要がある。

②避難路

東日本大震災において、津波により指定避難場所である松島湾釣愛好会駐車場が浸水し、住民はさらに高台に避難することとなった。L 2 津波（最大クラスの津波）に対しても住民の生命を守ることが可能となるよう内陸部への速やかな避難を可能にするとともに、緊急時に救援・支援者がアクセスすることができ、住民の安全・安心を確保することのできる避難路を整備する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大 76cm 沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の防波堤、護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等及び浜田中継ポンプ場の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	須賀地区漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-2
交付団体	宮城県	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (間接)		
総交付対象事業費	75,000 (千円)	全体事業費	75,000 (千円)		
事業概要					
<p>1. 事業概要</p> <p>以下の施設整備を進め、須賀地区の防災機能を強化するものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業箇所：須賀地区 <p>※復興交付金事業位置図 (4) 参照</p> <p>①避難場所</p> <p>東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区において、L2 津波 (最大クラスの津波) に対しても生命を守ることでできる位置で地区の防災拠点となる避難場所を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業内容：避難場所 2 箇所 (約 1,850 m²) <p>②排水機能強化</p> <p>東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区では、地盤沈下の影響から満潮時には浸水被害を受けている。護岸等の復旧だけでは地盤沈下に伴う浸水の抜本的な対策とはならないことから、排水機能の強化を図る整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業内容：排水路約 400m、排水ポンプ及び調整池、山水分離排水路約 620m <p>③集落道路</p> <p>東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区において、行き止まり道路となっている集落道路の解消を図り、集落内の防災機能の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業内容：延長約 90m <p>2. 利府町震災復興計画での位置づけ</p> <p>①避難場所は、住民の生命を守るための避難に資する施設として、利府町震災復興計画 (P. 20、56、58、60) に位置づけられている。</p> <p>②排水機能強化は、住民の安全・安心な生活の確保に向けて取り組む内容であり、地盤沈下に伴う排水不良による浸水対策として、利府町震災復興計画 (P. 20) に位置づけられている。</p> <p>③集落道路は、住民の生命を守るための避難に資する施設として、利府町震災復興計画 (P. 20) に位置づけられている。また、住民の安全・安心な生活の確保に向けて取り組む内容として、利府町震災復興計画 (P. 20) に位置づけられている地盤沈下に伴う排水不良による浸水対策 (②排水機能強化) に関連して整備を実施すべき道路である。</p> <p>3. 地域等との合意形成</p> <p>平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、今後の浜田・須賀地区のまちづくりを進めるに当たって重要なこととして「防災施設・避難路・避難場所の整備」が最も多い回答となっている。また、平成 23 年度に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における避難場所や避難路等の須賀地区の復興整備構想について説明し了解を得た。また、地盤沈下に伴う地域全体の排水不良対策について早急な対応を求められた。</p> <p>引き続き、平成 24 年 5 月 31 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業の着手を強く求められた。</p> <p>平成 24 年 8 月 9 日に地元住民に対して避難場所、避難路等に関する検討状況を説明したところ、「地元としても協力するので早期完成を強く求める。」といった意見が出された。</p> <p>また、集落道路の整備位置については、建物移転が伴わない範囲で協力するとの意見があり、当該事項</p>					

を踏まえた微調整を行いルート設定を行った。

今後、平成 25 年 1 月より用地買収交渉を行い、平成 24 年度末には用地買収を完了させる予定である。

4. 関係機関との調整状況

須賀地区は文化財保護法の特別名勝松島に指定されており、関係機関である文化庁、宮城県文化財保護課と数度にわたり協議を行っている。また文化庁の協力のもと特別名勝松島の保存の在り方に関する検討会を設置し検討を重ね、現時点で想定している位置での整備について概ね了解を得ている。また、平成 23 年度に水産庁及び宮城県水産業基盤整備課と協議を行い、事業要件、事業内容など漁業集落防災機能強化事業に関する基本計画書について説明し了解を得ている。

各要素事業の協議予定は以下のとおりである。

今後は、現在発注済の調査設計等を推進し、詳細な内容について平成 24 年度末までに関係機関協議を完了させるとともに必要な諸申請（特別名勝松島：現状変更等）等を行う予定である。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

以上の施設を整備するための測量及び調査設計等

①避難場所

- ・測量（地形測量、用地測量）
- ・詳細設計（約 1,850 m²）
- ・補償調査（工作物等）
- ・土地評価（不動産鑑定評価）
- ・地質調査

②排水機能強化

- ・測量（地形測量、路線測量、用地測量）
- ・基本設計及び詳細設計
- ・補償調査（工作物等）
- ・土地評価（不動産鑑定評価）
- ・地質調査

③集落道路

- ・測量（地形測量、路線測量、用地測量）
- ・集落道路設計（延長約 90m）
- ・補償調査（工作物等）
- ・土地評価（不動産鑑定評価 1 筆）

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、須賀地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：63,281 m²
- ・建物等被害状況：大規模半壊（6 棟）、半壊（1 棟）、一部損壊（19 棟）
床上浸水（7 棟）、床下浸水（5 棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（7 件）
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大 63cm の沈下（満潮時には広範囲で護岸の越水及び排水路の逆流、地盤からの湧水が発生）

各施設と東日本大震災の被害との関係は以下の通りである。

①避難場所

東日本大震災において、指定避難所である須賀集会所が津波によって浸水したため、使用することができなかった。一方で、浸水することがなかった当該避難場所（中倉 54 北側高台）では、住民が避難し、3 日間程度を過ごした。地区内には津波による浸水を免れ、避難に適した高台が他に無いことから、多くの住民の避難が見込まれる当該避難場所を地区の防災拠点として機能を強化し、住民が安全に安心して避難することのできる避難場所を早急に整備する必要がある。

②排水機能強化

東日本大震災の影響で、地盤沈下が生じ、排水不良を引き起こしており、満潮時には海からの逆流により集落内道路や宅地に海水が溢れ、地区内が浸水する状況となっている。一方で、地区内の集落では住宅の現地再建が進んでおり、住民の合意形成等の問題から、集落全体の移転や宅地の嵩上げを行うことが困難であるため、ポンプ施設等により排水機能を強化し住民の日常生活を早急に改善する必要がある。

なお、本排水機能強化では利府町区域の浸水対策を行うが、須賀西側排水機能強化（塩竈市区域）対策

を併せて実施することで上流側（塩竈市区域）からの浸水に対処することが可能となる。

③集落道路

須賀地区には行き止まり道路があり、地震等により家屋等が倒壊した場合に、避難路が閉塞される可能性があるため、行き止まり道路の解消を図る必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大 63cm 沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、町道大日向須賀線の仮嵩上げや漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	須賀漁港護岸等機能強化事業		事業番号	C-6-3
交付団体		宮城県	事業実施主体 (直接/間接)		利府町 (間接)	
総交付対象事業費		50,000 (千円)	全体事業費		50,000 (千円)	
事業概要						
1. 事業概要 東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区では、地盤沈下の影響から満潮時には浸水被害を受けている。こうした被害の対策として、既存の護岸に沿って海水の流入を防ぐ遮水矢板等を整備するものである。 ・事業箇所：須賀地区 ・事業内容：護岸整備 (遮水矢板等) 延長約 140m ※復興交付金事業位置図 (4) 参照						
2. 利府町震災復興計画での位置づけ 地盤沈下に伴う排水不良による浸水対策については、住民の安全・安心な生活の確保に向けて取り組む内容として、利府町震災復興計画 (P. 20) に位置づけられている。						
3. 地域等との合意形成 平成 23 年度に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における須賀地区復興整備構想について説明し了解を得た。また、地盤沈下に伴う満潮時の高潮対策等について早急な対応を求められた。 引き続き、平成 24 年 5 月 31 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業着手を強く求められた。						
4. 関係機関との調整状況 水産庁及び宮城県水産業基盤整備課と平成 23 年度に協議を行い、事業要件、事業内容など漁港施設機能強化事業に関する基本計画書について説明し了解を得ている。 須賀漁港は、一部隣接する塩竈市にもかかっており、塩竈市と平成 24 年 6 月 1 日に協議を行い事業の実施について了解を得ている。 今後は、現在発注済の調査設計等を推進し、詳細な内容について平成 24 年度末までに関係機関協議を完了させるとともに必要な諸申請 (特別名勝松島：現状変更等) 等を行う予定である。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> ・測量 (地形測量、路線測量、用地測量) ・基本設計及び詳細設計 (遮水矢板 L=約 140m) ・補償調査 (船舶修理施設) ・地質調査						

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、須賀地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：63,281 m²
- ・建物等被害状況：大規模半壊（6棟）、半壊（1棟）、一部損壊（19棟）
床上浸水（7棟）、床下浸水（5棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（7件）
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大63cmの沈下
（満潮時には広範囲で護岸の越水及び排水路の逆流、地盤からの湧水が発生）

須賀漁港では、震災により生じた地盤沈下により満潮時などにおいて護岸を越水する他、石積護岸の隙間等から浸透した海水が集落内で湧きだし、集落内の道路や宅地等での浸水被害が発生している。その結果、漁業活動や住民の日常生活に支障をきたしていることから、早期の対策の実施が必要となっている。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大63cm沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、町道大日向須賀線の仮嵩上げや漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	震災復興に係る埋蔵文化財発掘調査事業		事業番号	A-4-1
交付団体		利府町	事業実施主体 (直接/間接)		利府町 (直接)	
総交付対象事業費		6,200 (千円)	全体事業費		9,800 (千円)	
事業概要						
1. 事業概要 震災復興に係る個人住宅及び零細・中小企業の埋蔵文化財包蔵地内における新築、建替等の際、遺跡の有無の確認を行い、遺跡の存在が確認され、遺跡破壊の恐れのある場合には発掘調査を行い、記録保存する。 なお、事業の実施箇所について、現段階で八幡崎B遺跡内の 1 件において調査を実施した (平成 24 年度)。今後は埋蔵文化財発掘の届出が提示され次第、随時対応することとする。 ・事業箇所：町内、埋蔵文化財包蔵地 ・事業内容：確認調査 (13 件) 及び発掘調査 (5 件)						
2. 利府町震災復興計画での位置づけ 利府町震災復興計画に位置づけられている各種事業を進めるにあたって必要な調査である。						
3. 関係機関との調整状況 関係機関 (宮城県文化財保護課) とは、平成 23 年度に事業内容や本町申請予定内容について説明し、宮城県と本町の役割分担について整理し確認した。						
当面の事業概要						
＜平成 24 年度＞ ・確認調査：住家 4 戸、本調査：住家 2 戸 ＜平成 25 年度＞ ・確認調査：住家 3 戸、本調査：住家 1 戸						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災により、個人住宅、零細・中小企業の事務所及び工場等が著しく被害を受けた (住宅被害：全壊 57 棟、半壊 906 棟、一部損壊 3,501 棟、事業所・工場などへの被害：91 事業所) ため、施設の新築、建替等が増加している。町内には埋蔵文化財包蔵地があり、施設の新築、建替等の実施を予定する箇所や復興に向けた都市基盤整備の計画箇所が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合がある。 早期復興に向けて、震災に伴う個人住宅等の新築及び建替等に関する埋蔵文化財発掘調査を迅速に行うことが必要である。						
関連する災害復旧事業の概要						
被害を受けた住宅 138 件、事業所 7 件の解体を実施している (平成 24 年 2 月末現在)。その他、個人、事業者個別による建て替え、修繕等を実施している。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12	事業名	浜田・須賀地区等防災行政無線整備事業	事業番号	D-20-3
交付団体	利府町	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (直接)		
総交付対象事業費	400,000 (千円)	全体事業費	400,000 (千円)		
事業概要					
1. 事業概要 地震に強い都市づくりを目指して、町独自の情報提供を行う防災行政無線 (同報系無線) を浜田・須賀地区および町内全域に整備する。 ・事業箇所：浜田・須賀地区及びその他被災地域 ・事業内容：親局 1 箇所 (役場内)、中継局 1 箇所、子局 1 式					
2. 利府町震災復興計画での位置づけ 防災行政無線の整備については、住民の生命を守るため、迅速かつ的確な情報提供を図るものとして、利府町震災復興計画 (P. 20、40、50、57) に位置づけられている。					
3. 地域等との合意形成 平成 23 年 8 月に実施した町民アンケート調査では、今後のまちづくりを進めるにあたって重要なこととして「災害時における情報提供施設等の強化」が最も多く求められ、浜田・須賀地区住民アンケート調査でも、今後の地区のまちづくりを進めるにあたって重要なこととして防災施設等の整備だけではなく、「情報通信網の強化」が求められている。また、平成 24 年 5 月 30 日、31 日に浜田・須賀地区で地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期の復興事業着手を強く求められた。					
4. 関係機関との調整状況 東北地方整備局建政部都市・住宅整備課や宮城県都市計画課と平成 23 年度に事業内容や都市防災事業計画書、地震に強い都市づくり推進五カ年計画書に関する全体計画の協議を行い、事業採択要件、内容について説明し了解を得ている。 今後は、通信事業者の免許取得を早期に行い、その後中継局等の整備を行う。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ・基本設計、詳細設計					
<平成 25 年度> ・工事：親局、中継局、子局					

東日本大震災の被害との関係

本町においては、沿岸部への緊急時の情報伝達手段として、塩竈市に依頼し塩竈市役所の防災行政無線のネットワークを利用した情報伝達を行ってきた。

また、平成23年8月に実施した町民および浜田・須賀地区住民アンケート調査では、沿岸部の浜田・須賀地区の住民をはじめ全町的にも「災害時における情報提供施設等の強化」を求める意見が多く、今次震災時においては、電気、水道、ガス、公共交通機関などのすべてのライフラインが断たれ、災害支援に関する情報不足が生じたことから、地域住民に正確で迅速な情報を提供する重要通信を確保することが不可欠であり、災害発生時の避難指示、勧告さらに災害関連情報の提供は、地域住民を支援するために極めて重要である。

こうしたことを踏まえ、沿岸部の浜田地区と須賀地区のみに設置され、塩竈市を介して情報を提供している防災行政無線について、本町において無線免許を取得し、通信ネットワークを構築することにより、町独自の情報提供を町内全域に行うことができるよう、整備することが必要である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	浜田地区下水道事業		事業番号	D-21-1
交付団体	利府町		事業実施主体 (直接/間接)		利府町 (直接)	
総交付対象事業費	709,800 (千円)		全体事業費		1,280,000 (千円)	
事業概要						
1. 事業概要						
浜田地区では、東日本大震災に伴う地盤沈下の影響により排水能力の低下や満潮時には高潮による日常的な浸水被害を受けており、浸水被害に対する日常生活の支障の改善・解消のための抜本的対策として、雨水排水機能の強化を図る。						
・事業箇所：浜田地区						
・事業内容：浜田第 1 排水区 面積 5.3ha、浜田第 2 排水区 面積 7.3ha 水路延長約 540m、ゲート・パラペット・護岸等 1 式、ポンプ施設等 1 式						
2. 利府町震災復興計画での位置づけ						
当該事業は、浜田地区の再建に向けた生活基盤における排水機能の強化を図るものとして、利府町震災復興計画 (P.20) に位置づけられている。						
3. 地域等との合意形成						
平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区アンケート調査では、今後のまちづくりを進めるにあたって重要なこととして「盛土などによる地盤のかさ上げ」が求められている。また、平成 23 年度に実施した地元意見交換会では、地盤沈下に伴う排水機能の強化を強く求められており、早急な対応が必要となっている。						
引き続き、平成 24 年 5 月 30 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業の着手を強く求められた。						
今後、平成 25 年 1 月より用地買収交渉を行い、平成 25 年度早期に用地買収を完了させる予定である。						
4. 関係機関との調整状況						
浜田地区は文化財保護法の特別名勝松島に指定されており、関係機関である文化庁、宮城県文化財保護課と数度にわたり協議を行っている。また文化庁の協力のもと特別名勝松島の保存の在り方に関する検討会を設置し検討を重ね、現時点で想定している位置での整備について概ね了解を得ている。宮城県下水道課とは、数度にわたり事業内容について協議を行っており、下水道事業について了解を得ている。						
また、国道管理者とは、整備内容等の調整を行うとともに、工事予定について調整を図っている。国道管理者側では、平成 24 年 11 月より工事施工の予定があり、本町施工予定区間である国道 45 号より下流部の早期着工が必要となっている。						
今後は、現在発注済の調査設計等を推進し、詳細な内容について平成 24 年度末までに関係機関協議を完了させるとともに必要な諸申請 (特別名勝松島：現状変更等) 等を行う予定である。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度>						
・測量 ・地質調査 ・基本設計・詳細設計 ・ポンプ施設詳細設計						
<平成 25 年度>						
・用地買収：ポンプ施設用地						
・工事：国道 45 号下流側水路等 延長約 240m ・施工監理						

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、浜田地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：91,171 m²
- ・建物等被害状況：全壊（4棟）、大規模半壊（34棟）、一部損壊（19棟）
床上浸水（38棟）、床下浸水（9棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（4件）、カキ処理場（1件）
- ・漁船の被害：4隻
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大76cmの沈下（満潮時には広範囲で護岸を越水）

浜田地区は最大76cmの地盤沈下が生じており、高潮時には潮位の影響で排水能力が低下している。その結果、設計降雨強度以下でも浸水被害が発生するなど、住民の日常生活に支障をきたしており、早急に対策を図ることが必要である。

地盤沈下の対策として、ポンプ等を活用した強制排水方式、区画整理などで地域全体の地盤を嵩上げする方式、高台等へ集団で移転する方式を検討した結果、早期復興、地区の高齢化率の高さ、本町としてのまちづくりの観点、地元地権者の意向、整備費用など総合的に判断し、かつ、国道管理者との協議を踏まえ本計画案による対策を図ることとした。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大76cm沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の防波堤、護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等及び浜田中継ポンプ場の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	浜田地区漁業集落防災機能強化事業（直接交付分）	事業番号	C-5-3
交付団体	利府町		事業実施主体（直接/間接）	利府町（直接）	
総交付対象事業費	182,600（千円）		全体事業費	254,800（千円）	
事業概要					
1. 事業概要					
・事業箇所：浜田地区					
①避難場所					
東日本大震災により津波被害を受けた浜田地区において、L2 津波（最大クラスの津波）に対しても生命を守ることができ、内陸部からの救援・支援が可能な位置に地区の防災拠点となる新たな避難場所を整備する。なお、周辺の避難場所とあわせて地区に必要な避難場所の面積を確保する。					
・事業内容：避難場所 1 箇所（約 1,500 m ² ）					
②避難路					
東日本大震災により津波被害を受けた浜田地区において、新たに指定する避難場所が孤立することが無いよう、今次津波浸水区域から速やかに内陸に避難するための避難路を整備する。当初、計画では歩行者避難路としていたが、津波避難計画の策定において、浜田地区の高齢化率の高さ（H23. 3. 31 時点で約 42%）と海に向かって逃げないとする方針から、ルートと構造（自動車通行を可能とする幅員構成）を変更し歩行者避難路から避難路とするものとした。					
・事業内容：幅員 6.5m、延長約 1,030m					
2. 利府町震災復興計画での位置づけ					
①避難場所、②避難路の整備は、住民の生命を守るための避難に資する施設として利府町震災復興計画（P. 20、56、58、59）に位置づけられている。					
3. 地域等との合意形成					
平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、今後の浜田・須賀地区のまちづくりを進めるに当たって重要なこととして「防災施設・避難路・避難場所の整備」が最も多い回答となっているほか「防潮機能の強化」を求める意向が多く示された。また、平成 23 年度に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における避難場所や避難路等の浜田地区の復興整備構想について説明し了解を得た。					
引き続き、平成 24 年 5 月 30 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業の着手を強く求められた。ただし、歩行者避難路は、浜田地区の高齢化率の高さ（H23. 3. 31 時点で約 42%）や「海に向かって避難するのではなく、基本的に内陸に向かって避難する計画に変更していただきたい。」といった意見などを踏まえ、本年度策定する津波避難計画と整合が取れるよう歩行者避難路を通常の車道での避難路整備とする方針とした。					
また、平成 25 年 1 月より用地買収交渉を行い、平成 24 年度末には用地買収を完了させる予定である。					
4. 関係機関との調整状況					
浜田地区は文化財保護法の特別名勝松島に指定されており、関係機関である文化庁、宮城県文化財保護課と数度にわたり協議を行っている。また文化庁の協力のもと特別名勝松島の保存の在り方に関する検討会を設置し検討を重ね、現時点で想定している事業について概ね了解を得ている。					
水産庁及び宮城県水産業基盤整備課と平成 23 年度に協議を行い、事業要件、事業内容など漁業集落防災機能強化事業に関する基本計画書について説明し了解を得ている。					

また、現在調査設計を推進し、以下の通り関係機関との協議を図った。

- ・H24. 7. 17 宮城県文化財保護課と特別名勝松島に関する協議を行い、整備条件等の確認を行った。
- ・H24. 10. 19 JR 東日本協議（近接施工等に関する条件確認等）（予定）

今後は、現在発注済の調査設計等を推進し、詳細な内容について平成 24 年度末までに関係機関協議を完了させるとともに必要な諸申請（特別名勝松島：現状変更等）等を行う予定である。

当面の事業概要

<平成 25 年度>

施設整備に関する用地買収及び工事

①避難場所

【直接補助分】

- ・用地買収：1, 500 m²

②避難路

【直接補助分】

- ・用地買収：山林等 13, 800 m²
- ・工事：L=1, 030m（土工等）、施工監理

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、浜田地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：91, 171 m²
- ・建物等被害状況：全壊（4 棟）、大規模半壊（3 4 棟）、一部損壊（1 9 棟）
床上浸水（3 8 棟）、床下浸水（9 棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（4 件）、カキ処理場（1 件）
- ・漁船の被害：4 隻
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大 76cm の沈下（満潮時には広範囲で護岸を越水）

各施設と東日本大震災の被害との関係は以下の通りである。

①避難場所

東日本大震災において、津波により指定避難場所である浜田生活センターが床上浸水したため、住民は避難することができなかった。また、指定避難場所であり、住民が避難した浜田漁港東側高台は浸水しなかったものの、間近に迫る津波に危険を感じた避難者はさらに高台へ避難することとなった。その他、国道 45 号が冠水したことから、食糧等の物資の配布にも苦慮した。以上を踏まえ、今次震災で浸水被害を受けた指定避難場所より高台で、津波襲来時においても内陸部からのアクセスが可能な位置に、住民の安全・安心を確保することのできる新たな避難場所を整備する必要がある。

②避難路

東日本大震災において、津波により指定避難場所である松島湾釣愛好会駐車場が浸水し、住民はさらに高台に避難することとなった。L 2 津波（最大クラスの津波）に対しても住民の生命を守ることが可能となるよう内陸部への速やかな避難を可能にするとともに、緊急時に救援・支援者がアクセスすることができ、住民の安全・安心を確保することのできる避難路を整備する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大 76cm 沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の防波堤、護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等及び浜田中継ポンプ場の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	須賀地区漁業集落防災機能強化事業（直接交付分）	事業番号	C-5-4
交付団体		利府町	事業実施主体（直接/間接）	利府町（直接）	
総交付対象事業費		475,900（千円）	全体事業費	1,026,500（千円）	
事業概要					
1. 事業概要					
以下の施設整備を進め、須賀地区の防災機能を強化するものである。					
・事業箇所：須賀地区					
※復興交付金事業位置図（4）参照					
①避難場所					
東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区において、L2津波（最大クラスの津波）に対しても生命を守ることでできる位置で地区の防災拠点となる避難場所を整備する。					
・事業内容：避難場所 2 箇所（約 1,850 m ² ）					
②排水機能強化					
東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区では、地盤沈下の影響から満潮時には浸水被害を受けている。護岸等の復旧だけでは地盤沈下に伴う浸水の抜本的な対策とはならないことから、排水機能の強化を図る整備を行う。					
・事業内容：排水路約 400m、排水ポンプ及び調整池、山水分離排水路約 620m					
③集落道路					
東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区において、行き止まり道路となっている集落道路の解消を図り、集落内の防災機能の強化を図る。					
・事業内容：延長約 90m					
④須賀西側排水機能強化					
利府町須賀地区に隣接する塩竈市区域の対策を連続的に実施することにより、排水機能の強化を図る。					
・事業内容：排水対策工約 140m					
2. 利府町震災復興計画での位置づけ					
①避難場所は、住民の生命を守るための避難に資する施設として、利府町震災復興計画（P.20、56、58、60）に位置づけられている。					
②排水機能強化は、住民の安全・安心な生活の確保に向けて取り組む内容であり、地盤沈下に伴う排水不良による浸水対策として、利府町震災復興計画（P.20）に位置づけられている。					
③集落道路は、住民の生命を守るための避難に資する施設として、利府町震災復興計画（P.20）に位置づけられている。また、住民の安全・安心な生活の確保に向けて取り組む内容として、利府町震災復興計画（P.20）に位置づけられている地盤沈下に伴う排水不良による浸水対策（②排水機能強化）に関連して整備を実施すべき道路である。					
④須賀西側排水機能強化は、住民の安全・安心な生活の確保に向けて取り組む内容であり、地盤沈下に伴う排水不良による浸水対策として、利府町震災復興計画（P.20）に位置づけられている。					
3. 地域等との合意形成					
平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、今後の浜田・須賀地区のまちづくりを進めるに当たって重要なこととして「防災施設・避難路・避難場所の整備」が最も多い回答となっている。また、平成 23 年度に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における避難場所や避難路等の須賀地区の復興整備構想について説明し了解を得た。また、地盤沈下に伴う地域全体の排水不良対策について早急な対応を求められた。					

引き続き、平成 24 年 5 月 31 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業の着手を強く求められた。

平成 24 年 8 月 9 日に地元住民に対して避難場所、避難路等に関する検討状況を説明したところ、「地元としても協力するので早期完成を強く求める。」といった意見が出された。

また、集落道路の整備位置については、建物移転が伴わない範囲で協力するとの意見があり、当該事項を踏まえた微調整を行いルート設定を行った。

今後、平成 25 年 1 月より用地買収交渉を行い、平成 24 年度末には用地買収を完了させる予定である。

4. 関係機関との調整状況

須賀地区は文化財保護法の特別名勝松島に指定されており、関係機関である文化庁、宮城県文化財保護課と数度にわたり協議を行っている。また文化庁の協力のもと特別名勝松島の保存の在り方に関する検討会を設置し検討を重ね、現時点で想定している位置での整備について概ね了解を得ている。また、平成 23 年度に水産庁及び宮城県水産業基盤整備課と協議を行い、事業要件、事業内容など漁業集落防災機能強化事業に関する基本計画書について説明し了解を得ている。

各要素事業の協議予定は以下のとおりである。

今後は、現在発注済の調査設計等を推進し、詳細な内容について平成 24 年度末までに関係機関協議を完了させるとともに必要な諸申請（特別名勝松島：現状変更等）等を行う予定である。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

以上の施設のうち「④須賀西側排水機能強化」のための測量及び調査設計等

④須賀西側排水機能強化

【直接補助分】

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・測量（地形測量、路線測量、用地測量） | ・基本設計及び詳細設計 |
| ・補償調査（工作物等） | ・地質調査 |

<平成 25 年度>

施設整備に関する用地買収及び工事

①避難場所

【直接補助分】

- ・用地買収：約 1,850 m²

②排水機能強化

【直接補助分】

- | | | |
|-------|-------------|--------------|
| ・施工監理 | ・用地買収：排水路用地 | ・工事：導水管、調整池等 |
|-------|-------------|--------------|

③集落道路

【直接補助分】

- | | | | |
|-------|-------|----------------------------|----------|
| ・補償調査 | ・施工監理 | ・用地買収：約 400 m ² | ・補償：工作物等 |
|-------|-------|----------------------------|----------|

④須賀西側排水機能強化

施設整備に関する用地買収及び工事

【直接補助分】

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・補償：工作物等 1 件 | ・工事：排水対策工（約 140m） |
|--------------|-------------------|

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、須賀地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：63,281 m²
- ・建物等被害状況：大規模半壊（6棟）、半壊（1棟）、一部損壊（19棟）
床上浸水（7棟）、床下浸水（5棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（7件）
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大63cmの沈下（満潮時には広範囲で護岸の越水及び排水路の逆流、地盤からの湧水が発生）

各施設と東日本大震災の被害との関係は以下の通りである。

①避難場所

東日本大震災において、指定避難所である須賀集会所が津波によって浸水したため、使用することができなかった。一方で、浸水することがなかった当該避難場所（中倉54北側高台）では、住民が避難し、3日間程度を過ごした。地区内には津波による浸水を免れ、避難に適した高台が他に無いことから、多くの住民の避難が見込まれる当該避難場所を地区の防災拠点として機能を強化し、住民が安全に安心して避難することのできる避難場所を早急に整備する必要がある。

②排水機能強化

東日本大震災の影響で、地盤沈下が生じ、排水不良を引き起こしており、満潮時には海からの逆流により集落内道路や宅地に海水が溢れ、地区内が浸水する状況となっている。一方で、地区内の集落では住宅の現地再建が進んでおり、住民の合意形成等の問題から、集落全体の移転や宅地の嵩上げを行うことが困難であるため、ポンプ施設等により排水機能を強化し住民の日常生活を早急に改善する必要がある。

なお、本排水機能強化では利府町区域の浸水対策を行うが、須賀西側排水機能強化（塩竈市区域）対策を併せて実施することで上流側（塩竈市区域）からの浸水に対処することが可能となる。

③集落道路

須賀地区には行き止まり道路があり、地震等により家屋等が倒壊した場合に、避難路が閉塞される可能性があるため、行き止まり道路の解消を図る必要がある。

④須賀西側排水機能強化

東日本大震災の影響で、地盤沈下が生じ、排水不良を引き起こしており、満潮時には海からの逆流により集落内道路や宅地に海水が溢れ、地区内が浸水する状況となっている。一方で、地区内の集落では住宅の現地再建が進んでおり、住民の合意形成等の問題から、集落全体の移転や宅地の嵩上げを行うことが困難であるため、ポンプ施設等により排水機能を強化し住民の日常生活を早急に改善する必要がある。

なお、排水機能強化では利府町区域の浸水対策を行うが、本事業（須賀西側排水機能強化（塩竈市区域））による対策を併せて実施することで上流側（塩竈市区域）からの浸水に対処することが可能となる。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大63cm沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、町道大日向須賀線の仮嵩上げや漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	須賀漁港護岸等機能強化事業 (直接交付分)	事業番号	C-6-6
交付団体		利府町	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (直接)	
総交付対象事業費		81,000 (千円)	全体事業費	120,000 (千円)	
事業概要					
1. 事業概要 東日本大震災により津波被害を受けた須賀地区では、地盤沈下の影響から満潮時には浸水被害を受けている。こうした被害の対策として、既存の護岸に沿って海水の流入を防ぐ遮水矢板等を整備するものである。 <ul style="list-style-type: none">・事業箇所：須賀地区・事業内容：護岸整備 (遮水矢板等) 延長約 140m ※復興交付金事業位置図 (4) 参照					
2. 利府町震災復興計画での位置づけ 地盤沈下に伴う排水不良による浸水対策については、住民の安全・安心な生活の確保に向けて取り組む内容として、利府町震災復興計画 (P. 20) に位置づけられている。					
3. 地域等との合意形成 平成 23 年度に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における須賀地区復興整備構想について説明し了解を得た。また、地盤沈下に伴う満潮時の高潮対策等について早急な対応を求められた。 引き続き、平成 24 年 5 月 31 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業着手を強く求められた。					
4. 関係機関との調整状況 水産庁及び宮城県水産業基盤整備課と平成 23 年度に協議を行い、事業要件、事業内容など漁港施設機能強化事業に関する基本計画書について説明し了解を得ている。 須賀漁港は、一部隣接する塩竈市にもかかっており、塩竈市と平成 24 年 6 月 1 日に協議を行い事業の実施について了解を得ている。 今後は、現在発注済の調査設計等を推進し、詳細な内容について平成 24 年度末までに関係機関協議を完了させるとともに必要な諸申請 (特別名勝松島：現状変更等) 等を行う予定である。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 【直接補助分】 <ul style="list-style-type: none">・補償：船舶修理施設、工作物等・工事：遮水矢板延長約 30m・施工監理					
<平成 26 年度> 【直接補助分】 <ul style="list-style-type: none">・工事：遮水矢板延長約 110m・施工監理					

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、須賀地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：63,281 m²
- ・建物等被害状況：大規模半壊（6棟）、半壊（1棟）、一部損壊（19棟）
床上浸水（7棟）、床下浸水（5棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（7件）
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大63cmの沈下
（満潮時には広範囲で護岸の越水及び排水路の逆流、地盤からの湧水が発生）

須賀漁港では、震災により生じた地盤沈下により満潮時などにおいて護岸を越水する他、石積護岸の隙間等から浸透した海水が集落内で湧きだし、集落内の道路や宅地等での浸水被害が発生している。その結果、漁業活動や住民の日常生活に支障をきたしていることから、早期の対策の実施が必要となっている。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大63cm沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、町道大日向須賀線の仮嵩上げや漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	浜田地区避難施設整備事業	事業番号	◆C-5-1-2
交付団体	利府町	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (直接)		
総交付対象事業費	4,000 (千円)	全体事業費	31,000 (千円)		
事業概要					
<p>1. 事業概要</p> <p>東日本大震災により津波被害を受けた浜田地区において、L2 津波 (最大クラスの津波) に対しても生命を守ることができ、内陸部からの救援・支援が可能な位置に一定期間の滞在を可能とする避難施設を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業箇所：浜田地区・事業内容：避難施設 1 箇所 (約 30 坪)					
<p>2. 利府町震災復興計画での位置づけ</p> <p>当該避難施設の整備は、住民の生命を守るための避難に資する施設として利府町震災復興計画 (P. 20、56、58、59) に位置づけられている。</p>					
<p>3. 地域等との合意形成</p> <p>平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、今後の浜田・須賀地区のまちづくりを進めるに当たって重要なこととして「防災施設・避難路・避難場所の整備」が最も多い回答となっているほか「防潮機能の強化」を求める意向が多く示された。また、平成 23 年度に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における避難場所や避難路等の浜田地区の復興整備構想について説明し理解を得た。</p> <p>引き続き、平成 24 年 5 月 30 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業着手を強く求められた。</p>					
<p>4. 関係機関との調整状況</p> <p>浜田地区は文化財保護法の特別名勝松島に指定されており、関係機関である文化庁、宮城県文化財保護課と数度にわたり協議を行っている。また文化庁の協力のもと特別名勝松島の保存の在り方に関する検討会を設置し検討を重ね、現時点で想定している位置での整備について概ね了解を得ている。</p> <p>今後は、調査設計等を行い、詳細な内容について協議を行う予定である。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・建築設計					

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、浜田地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：91,171 m²
- ・建物等被害状況：全壊（4棟）、大規模半壊（34棟）、一部損壊（19棟）
床上浸水（38棟）、床下浸水（9棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（4件）、カキ処理場（1件）
- ・漁船の被害：4隻
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大76cmの沈下（満潮時には広範囲で護岸を越水）

東日本大震災において、浜田地区の指定避難所である浜田生活センターが津波によって床上浸水したため、住民は避難することができなかった。また、指定避難場所であり、住民が避難した浜田漁港東側高台は浸水しなかったものの、間近に迫る津波に危険を感じた避難者はさらに高台へ避難することとなった。その他、国道45号が冠水したことから、食糧等の物資の配布にも苦慮した。以上を踏まえ、今次震災で浸水被害を受けた現位置より高台であり、津波襲来時においても内陸部からのアクセスが可能な位置に、住民の安全・安心を確保することのできる避難施設を整備する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大76cm沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の防波堤、護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等及び浜田中継ポンプ場の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	C-5-1
事業名	浜田地区漁業集落防災機能強化事業
交付団体	宮城県

基幹事業との関連性

当該地区の水産業の復興、漁港・漁場・漁村の早期再生を実現するためには、被災した漁港施設の機能回復と、背後の漁業集落の復興を一体的に進める必要がある。利府町浜田地区漁業集落防災機能強化事業で整備する各種施設と連携して住民の生命を守るため、効果促進事業等として、本事業を実施するものである。

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	須賀地区避難施設整備事業	事業番号	◆C-5-2-2
交付団体	利府町	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (直接)		
総交付対象事業費	4,000 (千円)	全体事業費	31,000 (千円)		
事業概要					
1. 事業概要 東日本大震災により津波被害を受けた浜田地区において、L2 津波 (最大クラスの津波) に対しても生命を守ることができ、内陸部からの救援・支援が可能な位置に一定期間の滞在を可能とする避難施設を整備する。 ・事業箇所：須賀地区 ・事業内容：避難施設 1 箇所 (約 30 坪)					
2. 利府町震災復興計画での位置づけ 当該避難施設は、住民の生命を守るための避難に資する施設として、利府町震災復興計画 (P. 20、56、58、60) に位置づけられている。					
3. 地域等との合意形成 平成 23 年 8 月に実施した浜田・須賀地区住民アンケート調査で、今後の浜田・須賀地区のまちづくりを進めるに当たって重要なこととして「防災施設・避難路・避難場所の整備」が最も多い回答となっている。また、平成 23 年 11 月 2 日及び平成 23 年 12 月 3 日に実施した地元意見交換会で、利府町震災復興計画における避難場所や避難路等の須賀地区の復興整備構想について説明し了解を得た。また、地盤沈下に伴う地域全体の排水不良対策について早急な対応を求められた。 引き続き、平成 24 年 5 月 31 日に地元住民説明会を開催し、復興事業の概要や進め方などを説明したところ、早期復興事業着手を強く求められた。					
4. 関係機関との調整状況 須賀地区は文化財保護法の特別名勝松島に指定されており、関係機関である文化庁、宮城県文化財保護課と数度にわたり協議を行っている。また文化庁の協力のもと特別名勝松島の保存の在り方に関する検討会を設置し検討を重ね、現時点で想定している位置での整備について概ね了解を得ている。 今後は、調査設計等を行い、詳細な内容について協議を行う予定である。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> ・建築設計					

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、須賀地区は以下のとおり津波等の被害を受けたほか、地盤沈下が生じている。

- ・津波浸水区域面積：63,281 m²
- ・建物等被害状況：大規模半壊（6棟）、半壊（1棟）、一部損壊（19棟）
床上浸水（7棟）、床下浸水（5棟）
- ・水産施設被害状況：養殖施設（7件）
- ・地盤沈下量：漁港護岸部で最大63cmの沈下（満潮時には広範囲で護岸の越水及び排水路の逆流、地盤からの湧水が発生）

東日本大震災において、須賀地区の指定避難所である須賀集会所が津波によって浸水したため、使用することができなかった。一方で、浸水することがなかった当該避難場所（中倉54北側高台）では、住民が避難し、3日間程度を過ごした。地区内には津波による浸水を免れ、避難に適した高台が他に無いことから、多くの住民の避難が見込まれる当該避難場所を地区の防災拠点として機能を強化するほか、一定期間避難生活を送ることができる避難施設を早急に整備する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

- ・地盤沈下（漁港護岸部の最大63cm沈下）による漁港施設及び漁港背後地等の日常的な高潮浸水被害に対する応急復旧として、町道大日向須賀線の仮嵩上げや漁港内や周辺宅地において土嚢設置等による浸水対策を行っている。
- ・漁港区域内の護岸、船揚げ場、道路の沈下、破損等の災害復旧事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	C-5-2
事業名	須賀地区漁業集落防災機能強化事業
交付団体	宮城県

基幹事業との関連性

須賀地区の水産業の復興、漁港・漁場・漁村の早期再生を実現するためには、被災した漁港施設の機能回復と、背後の漁業集落の復興を一体的に進める必要がある。須賀地区漁業集落防災機能強化事業で整備する各種施設と連携して住民の生命を守るため、効果促進事業等として、本事業を実施するものである。

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	災害公営住宅整備事業		事業番号	D-4-1
交付団体		利府町		事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (直接)	
総交付対象事業費		679,000 (千円)		全体事業費	679,000 (千円)	
事業概要						
1. 事業概要						
<p>東日本大震災により、多くの家屋が損傷・損壊するなど、甚大な被害を受けたことから、被災者の居住に必要な災害公営住宅の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業箇所：加瀬地区・事業内容：25 戸 (1LDK：5 戸、2LDK：10 戸、3LDK：10 戸) 計画区域面積約 5,200 m²						
※入居要件に関する事項						
<p>東日本大震災による本町の家屋被害は、全壊が 56 棟、大規模半壊 101 棟となっており、災害公営住宅の地域要件である 100 棟以上の住宅が滅失している。</p> <p>さらに、住宅滅失により、一定条件を満たした世帯を対象に、災害公営住宅への入居希望を調査し、整備戸数を設定した。</p>						
2. 利府町震災復興計画での位置づけ						
<p>災害公営住宅については、震災により被災した町民の安定した暮らしの確保に向けて整備を検討する施設として利府町震災復興計画 (P21 参照) に位置づけられている。</p> <p>また、震災により住宅が損壊し、住宅の再建が困難な被災者などの住まいを確保するために整備を検討する施設として利府町震災復興計画 (P24 参照) に位置づけられている。</p>						
3. 地域等との合意形成						
<p>平成 24 年 4 月と 7 月に災害公営住宅への入居に関する意向調査アンケートを行い、概ね入居者数の把握を行った。また、平成 24 年 8 月及び 9 月に整備予定地の地権者から事業施行に関する同意を得た。</p>						
4. 関係機関との調整状況						
<p>平成 24 年 3 月 13 日に災害査定を受け、25 戸が整備限定戸数として通知を受けた。</p> <p>また、宮城県住宅建築課等とは以下の通り打合せを実施し事業推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・H24. 6. 29 宮城県復興住宅整備室と建設に係る打合せを実施・H24. 7. 11、8. 20、9. 3 復興住宅整備室及び住宅課と整備戸数等についての打合せを行った。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度>						
<ul style="list-style-type: none">・測量・造成設計、建築設計・施工監理・用地買収：面積約 4,930 m²・補償：工作物等・工事：用地造成 面積約 5,200 m² (造成盛土約 7,800 m³、外周擁壁延長約 200m、供給処理施設 (上水道、下水道 (雨水・汚水) 等)、児童遊園、外周緑地等)						

<平成 25 年度>

- ・ 工事：建物（25 戸）等
- ・ 施工監理

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災による家屋被害は、全壊 56 棟、大規模半壊 101 棟、半壊 798 棟、一部損壊・損傷は 3,531 棟になるなど、本町の 3 割の家屋が被害を受け、過去に例がないほどの著しい被害を受けた。現在、167 世帯の方が仮設住宅に入居している。このため、自力での住宅再建が困難な方や仮設住宅入居者の住宅を整備する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

利府町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業	事業番号	◆D-4-1-1
交付団体		利府町	事業実施主体 (直接/間接)	利府町 (直接)	
総交付対象事業費		7,000 (千円)	全体事業費	7,000 (千円)	
事業概要					
<p>1. 事業概要</p> <p>東日本大震災による被災者の住まいを確保する災害公営住宅の整備に併せて、居住者が利用する駐車場を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業箇所：加瀬地区・事業内容：駐車場約 850 m² (居住者用 25 台 (予定)) (災害公営住宅 25 戸整備に伴う駐車場整備)					
<p>2. 利府町震災復興計画での位置づけ</p> <p>災害公営住宅については、震災により被災した町民の安定した暮らしの確保に向けて整備を検討する施設として利府町震災復興計画 (P21 参照) に位置づけられている。</p> <p>また、震災により住宅が損壊し、住宅の再建が困難な被災者などの住まいを確保するために整備を検討する施設として利府町震災復興計画 (P24 参照) に位置づけられている。</p>					
<p>3. 地域等との合意形成</p> <p>平成 24 年 4 月と 7 月に災害公営住宅への入居に関する意向調査アンケートを行い、概ね入居者数の把握を行った。また、平成 24 年 8 月及び 9 月に整備予定地の地権者から事業施行に関する同意を得た。</p>					
<p>4. 関係機関との調整状況</p> <p>平成 24 年 3 月 13 日に災害査定を受け、25 戸が整備限定戸数として通知を受けた。</p> <p>また、宮城県住宅建築課等とは以下の通り打合せを実施し、事業推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・H24. 6. 29 宮城県復興住宅整備室と建設に係る打合せを実施・H24. 7. 11、8. 20、9. 3 復興住宅整備室及び住宅課と整備戸数等についての打合せを行った。					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・工事：駐車場 (舗装工、区画線工等)					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災による家屋被害は、全壊 56 棟、大規模半壊 101 棟、半壊 798 棟、一部損壊・損傷は 3,531 棟になるなど、本町の 3 割の家屋が被害を受け、過去に例がないほどの著しい被害を受けた。現在、167 世帯の方が仮設住宅に入居している。このため、自力での住宅再建が困難な方や仮設住宅入居者の住宅を整備する必要がある。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業
交付団体	利府町

基幹事業との関連性

東日本大震災による住宅への被害を受け、仮住居への居住を余儀なくされている被災者の住宅を確保するために、災害公営住宅を整備する。災害公営住宅の整備に併せて駐車場を整備することにより、居住者の日常生活利便性の向上と、生活の安定を図ることが期待される。

(様式1-4)

利府町 復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成24年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
6	C - 5 - 1	浜田地区漁業集落防災機能強化事業	浜田地区	県	町	間接	1/2	(31,000) 0 <31,000>	(31,000) 0 <31,000>	(23,250) 0 <23,250>			
7	C - 5 - 2	須賀地区漁業集落防災機能強化事業	須賀地区	県	町	間接	1/2	(75,000) 0 <75,000>	(75,000) 0 <75,000>	(56,250) 0 <56,250>			
8	C - 6 - 1	浜田漁港施設用地嵩上げ事業	浜田地区	県	町	間接	1/2	(1,000) 0 <1,000>	(1,000) 0 <1,000>	(750) 0 <750>			
9	C - 6 - 2	須賀漁港施設用地嵩上げ事業	須賀地区	県	町	間接	1/2	(1,000) 0 <1,000>	(1,000) 0 <1,000>	(750) 0 <750>			
10	C - 6 - 3	須賀漁港護岸等機能強化事業	須賀地区	県	町	間接	1/2	(50,000) 0 <50,000>	(50,000) 0 <50,000>	(37,500) 0 <37,500>			
17	C - 6 - 4	浜田漁港臨港道路整備事業	浜田地区	県	町	間接	1/2	(4,000) 0 <4,000>	(4,000) 0 <4,000>	(3,000) 0 <3,000>			
18	◆ C - 5 - 1 - 1	浜田地区漁業集落防災機能強化促進事業	浜田地区	町	町	直接	4/5	(149,000) 0 <149,000>	(149,000) 0 <149,000>	(119,200) 0 <119,200>			
19	◆ C - 5 - 2 - 1	須賀地区漁業集落防災機能強化促進事業	須賀地区	町	町	直接	4/5	(60,000) 0 <60,000>	(60,000) 0 <60,000>	(48,000) 0 <48,000>			
20	C - 6 - 5	須賀漁港臨港道路整備事業	須賀地区	県	町	間接	1/2	(4,000) 0 <4,000>	(4,000) 0 <4,000>	(3,000) 0 <3,000>			
21	☆ F - 1 - 1 - 1	漁業集落復興効果促進事業	利府町	町	町	直接	4/5	(21,200) 131,700 <152,900>	(21,200) 131,700 <152,900>	(16,960) 105,360 <122,320>			

23	C - 5 - 4	須賀地区漁業集落防災機能強化事業(直接交付分)	須賀地区	町	町	直接	1/2	(0)	(0)	(0)			
								13,000	13,000	9,750			
								<13,000>	<13,000>	<9,750>			
合計額								144,700	144,700	115,110	0	0	
								<540,900>	<540,900>	<423,770>	<0>	<0>	

都道府県名	宮城県	担当部局名	震災復興推進室	担当者氏名	千葉友弥
市町村名	利府町	電話番号	022-767-2169	メールアドレス	kizuna@rifu-cho.com

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

利府町 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成24年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
22	C - 5 - 3	浜田地区漁業集落防災機能強化事業(直接交付分)	浜田地区	町	町	直接	1/2	(0) 182,600 <182,600>	(0) 182,600 <182,600>	(0) 136,950 <136,950>			
23	C - 5 - 4	須賀地区漁業集落防災機能強化事業(直接交付分)	須賀地区	町	町	直接	1/2	(0) 462,900 <462,900>	(0) 462,900 <462,900>	(0) 347,175 <347,175>			
24	C - 6 - 6	須賀漁港護岸等機能強化事業(直接交付分)	須賀地区	町	町	直接	1/2	(0) 42,000 <42,000>	(0) 42,000 <42,000>	(0) 31,500 <31,500>			
25	◆ C - 5 - 1 - 2	浜田地区避難施設整備事業	浜田地区	町	町	直接	4/5	(0) 4,000 <4,000>	(0) 4,000 <4,000>	(0) 3,200 <3,200>			
26	◆ C - 5 - 2 - 2	須賀地区避難施設整備事業	須賀地区	町	町	直接	4/5	(0) 4,000 <4,000>	(0) 4,000 <4,000>	(0) 3,200 <3,200>			
合計額								(0) 695,500 <695,500>	(0) 695,500 <695,500>	(0) 522,025 <522,025>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	宮城県	担当部局名	震災復興推進室	担当者氏名	千葉友弥
市町村名	利府町	電話番号	022-767-2169	メールアドレス	kizuna@rifu-cho.com

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

利府町 復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成24年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	D - 1 - 1	(仮称)須賀線整備事業	須賀地区	町	町	直接	5/9	(70,000) 0 <70,000>	(70,000) 0 <70,000>	(54,250) 0 <54,250>			
2	D - 12 - 1	神谷沢避難所整備事業	神谷沢地区	町	町 (神谷沢町内 会)	直接	1/3	(11,068) 0 <11,068>	(7,378) 0 <7,378>	(5,533) 0 <5,533>			
3	D - 14 - 1	神谷沢宅地滑動崩落対策事業	神谷沢地区	町	町	直接	1/2	(52,000) 5,700 <57,700>	(52,000) 5,700 <57,700>	(39,000) 4,275 <43,275>			
4	D - 20 - 1	浜田・須賀地区津波シミュレーション作成事業	浜田・須賀地 区	町	町	直接	1/2	(3,000) 0 <3,000>	(3,000) 0 <3,000>	(2,250) 0 <2,250>			
12	D - 20 - 3	浜田・須賀地区等防災行政無線整備事業	浜田・須賀地 区及びその他 被災地域	町	町	直接	1/2	(10,000) 0 <10,000>	(10,000) 0 <10,000>	(7,500) 0 <7,500>			
13	◆ D - 20 - 3 - 1	防災情報発信事業	浜田・須賀地 区及びその他 被災地域	町	町	直接	4/5	(1,050) 0 <1,050>	(1,050) 0 <1,050>	(840) 0 <840>			
14	D - 20 - 4	防災拠点整備事業	浜田・須賀地 区及びその他 被災地域	町	町	直接	1/2	(46,000) 0 <46,000>	(46,000) 0 <46,000>	(34,500) 0 <34,500>			
15	D - 21 - 1	浜田地区下水道事業	浜田地区	町	町	直接	1/2	(133,000) 0 <133,000>	(133,000) 0 <133,000>	(99,750) 0 <99,750>			
16	◆ D - 20 - 3 - 2	浜田・須賀地区移動系防災行政無線中継機器整備事業	浜田・須賀地 区	町	町	直接	4/5	(3,000) 0 <3,000>	(3,000) 0 <3,000>	(2,400) 0 <2,400>			
27	D - 4 - 1	災害公営住宅整備事業	加瀬地区	町	町	直接	3/4	(0) 307,000 <307,000>	(0) 307,000 <307,000>	(0) 268,625 <268,625>			

合計額	(329,118)	(325,428)	(246,023)	(0)	(0)
	312,700	312,700	272,900	0	0
	<641,818>	<638,128>	<518,923>	<0>	<0>

都道県名	宮城県	担当部局名	震災復興推進室	担当者氏名	千葉友弥
市町村名	利府町	電話番号	022-767-2169	メールアドレス	kizuna@rifu-cho.com

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

利府町 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成24年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	D - 1 - 1	(仮称)須賀線整備事業	須賀地区	町	町	直接	5/9	(0) 220,000 <220,000>	(0) 220,000 <220,000>	(0) 170,500 <170,500>			
5	D - 20 - 2	浜田・須賀地区等復興まちづくり推進事業	浜田・須賀地区及びその他被災地域	町	町	直接	1/2	(0) 27,500 <27,500>	(0) 27,500 <27,500>	(0) 20,625 <20,625>			
12	D - 20 - 3	浜田・須賀地区等防災行政無線整備事業	浜田・須賀地区及びその他被災地域	町	町	直接	1/2	(0) 390,000 <390,000>	(0) 390,000 <390,000>	(0) 292,500 <292,500>			
15	D - 21 - 1	浜田地区下水道事業	浜田地区	町	町	直接	1/2	(0) 576,800 <576,800>	(0) 576,800 <576,800>	(0) 432,600 <432,600>			
27	D - 4 - 1	災害公営住宅整備事業	加瀬地区	町	町	直接	3/4	(0) 372,000 <372,000>	(0) 372,000 <372,000>	(0) 325,500 <325,500>			
28	◆ D - 4 - 1 - 1	災害公営住宅駐車場整備事業	加瀬地区	町	町	直接	4/5	(0) 7,000 <7,000>	(0) 7,000 <7,000>	(0) 5,600 <5,600>			
合計額								(0) 1,593,300 <1,593,300>	(0) 1,593,300 <1,593,300>	(0) 1,247,325 <1,247,325>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	宮城県	担当部局名	震災復興推進室	担当者氏名	千葉友弥
市町村名	利府町	電話番号	022-767-2169	メールアドレス	kizuna@rifu-cho.com

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

利府町 復興交付金事業計画 平成26年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成24年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	D - 1 - 1	(仮称)須賀線整備事業	須賀地区	町	町	直接	5/9	(0) 404,000 <404,000>	(0) 404,000 <404,000>	(0) 313,100 <313,100>			
							合計額	(0) 404,000 <404,000>	(0) 404,000 <404,000>	(0) 313,100 <313,100>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	宮城県	担当部局名	震災復興推進室	担当者氏名	千葉友弥
市町村名	利府町	電話番号	022-767-2169	メールアドレス	kizuna@rifu-cho.com

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国费率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国费率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。